

広島市週休2日工事試行要領（建築・設備工事）

（趣旨）

第1条 本要領は、広島市発注の建築・設備工事における働き方改革促進の一環として週休2日工事を試行実施するにあたり必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とする。

（定義）

第2条 本要領における「週休2日」とは、「月単位の週休2日」又は「通期の週休2日」のことをいう。

（1）「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月単位で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2）「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完了日までの期間（現場での作業期間）をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

3 「工事着手日」とは、準備工事以降の現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

4 「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日をいう。

5 「月単位」とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。

6 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。なお、現場閉所は、原則として、土曜日及び日曜日とする。

7 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

8 「4週8休以上」とは、以下に示す状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（1）「月単位の4週8休以上」とは、対象期間において、全ての月単位で現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月単位においては、当該月単位の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- (2) 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

（対象工事）

第3条 対象工事は、原則、広島市が発注する全ての建築・設備工事とする。

（実施方法）

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、「発注者指定型」とし、通期の週休2日を必須とする。

2 「発注者指定型」とは、発注時から発注者の指定により週休2日を実施する工事をいう。

3 月単位の週休2日の実施を希望する場合、受注者は、工事着手日までに、実施の希望を発注者に書面にて提出すること。ただし、対象期間が28日未満の工事については、月単位の週休2日の実施対象外とする。

4 発注者は、特記仕様書に「週休2日工事」である旨を明記するものとする。

（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

第5条 発注者は、以下の方法により現場閉所（現場休息）の確認等を行う。

（1）工事着手前

ア 監督員は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「休日等取得計画表兼実績表（別紙1）」を受注者より受領し、通期の週休2日が確保されていることを確認する。月単位の週休2日の実施する場合は、月単位の週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

（2）工事着手後

ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「休日等取得計画表兼実績表（別紙1）」を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

イ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された「休日等取得計画表兼実績表（別紙1）」により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

ウ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「工事週報（週休2日工事用）（別紙2）」に現場閉所（現場休息）日の計画と実績を記入し、監督員に提出する。

（3）その他留意事項

ア 監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

イ 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ない場合は、監督員との協議により、

対象期間内において振替日を設定できるものとする。

ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

エ 工事一時中止を行う場合など、対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

オ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

（４）週休２日工事の見える化

受注者は、施設管理者の承諾を前提に週休２日工事である旨を仮囲い等に明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。

記載内容の例

週休２日工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休２日の確保に取り組む試行工事です。

発注者：広島市〇〇局〇〇課

受注者：〇〇建設株式会社

（５）適正な工期の確保

発注者は、工事着手日選択型契約方式を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

なお、新築・増築工事の工期の設定にあたっては（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を参考活用する。

（６）「休日等取得計画表兼実績表」等の提出又は揭示資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完成後に判明した際には、指名停止となる場合がある。

（積算及び変更方法）

第６条 発注者は、通期の４週８休以上を前提に、第７条の表１（２）又は表２（２）により労務費等を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、通期の４週８休に満たない場合、請負代金額のうち労務費等補正分の補正係数を１．００に変更し、広島市建設工事請負契約約款（以下、「約款」という。）第２４条の規定に基づき、請負代金額を変更する。

月単位の週休2日の実施を希望し、その達成が確認できた場合は、請負代金額のうち労務費等補正分の補正係数を、第7条の表1（1）又は表2（1）に変更し、約款第24条の規定に基づき、請負代金額を変更する。

- 2 現場での施工期間（実作業日数）が土曜日及び日曜日を跨がない7日間未満の工事については、対象期間における現場閉所状況が4週8休に満たなかった場合であっても通期の4週8休以上であったものとみなす。

ただし、この場合、受注者は「休日等取得計画表兼実績表」に対象期間の前後の土日の休日取得状況を明示し発注者へ提出すること。

（補正方法）

第7条 公共建築工事積算基準等による工事においては、表1の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費）を補正する。

土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表による設備工事においては、表2の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費及び経費（機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）を補正する。

表1

	現場閉所（現場休息）の状況	補正係数
（1）	月単位の4週8休以上 （対象期間内の全ての月単位ごとに現場閉所（現場休息）率28.5% （8日/28日）以上）	労務費：1.04
（2）	通期の4週8休以上 （対象期間内の現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）	労務費：1.02

表2

	現場閉所（現場休息）の状況	補正係数
（1）	月単位の4週8休以上 （対象期間内の全ての月単位ごとに現場閉所（現場休息）率28.5% （8日/28日）以上）	労務費：1.04 機械経費（賃料）：1.02 共通仮設費率：1.03 現場管理費率：1.05
（2）	通期の4週8休以上 （対象期間内の現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）	労務費：1.02 機械経費（賃料）：1.02 共通仮設費率：1.02 現場管理費率：1.03

(工事成績評定)

第8条 発注者は、対象期間において週休2日を達成できた場合は、工事成績評定の

「Ⅱ. 工程管理」において評価するものとする。なお、週休2日を達成できなかった場合において、減点（ペナルティ）は行わないものとする。

2 週休2日を達成できた場合は、受注者へ通知する「工事成績総括評定書」の「8. その他特記事項」において施工実績を証明するものとする。なお、工事成績評定の対象とならないものについては、「休日等取得計画表兼実績表」により施工実績を証明するものとする。

(アンケート調査)

第9条 週休2日工事の検証を行うために、受注者は「週休2日工事」の実施の有無に関わらず、別に定めるアンケートに回答すること。回答したアンケート用紙は、完成検査までに監督員に提出すること。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年9月10日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

(施行期日)

1 この要領は、令和2年7月28日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

(施行期日)

1 この要領は、令和4年2月17日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

(施行期日)

1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、積算にかかる工事から適用する。

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

(施行期日)

1 この要領は、令和6年10月31日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、積算にかかる工事から適用する。

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、施行日以降に、完成する工事から適用する。